

2つの給付金について

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々や、賃金引上げの影響が及びにくい障害・遺族基礎年金受給者の方を対象として、暫定的・臨時的な措置として給付金の支給を実施します。

臨時福祉給付金

支給対象者 住民税の非課税者

※課税者の扶養者や生活保護受給者は除く

1人につき **3千円**

障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

支給対象者 臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金 や遺族基礎年金等を受給している方

※高齢者向け給付金の受給者を除く

1人につき **3万円**

※障害・遺族基礎年金受給者向け給付金に非該当の方でも臨時福祉給付金は受け取れます。

給付金の申請期限 平成29年2月28日まで 給付は10月中旬から開始します。



「臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 福祉係 電話 (0868) 54-2986 (直通) FAX (0868) 54-2891

妊産婦歯科健康診査を受けましょう!

妊娠中はむし歯や歯周病などにかかりやすい時期です。
妊娠を期に歯の健康を心がけ、生まれてくる赤ちゃんやお母さん自身の
歯の健康のために妊産婦歯科健康診査を受けましょう。

鏡野町では、妊産婦さんの方を対象に産前2回・産後1回(産後1年以内)の計3回
妊産婦歯科健康診査にかかる費用を助成しています。(治療費は助成対象外となります)

★受診手順は下記のとおりです。

	町内歯科医院の場合	町外歯科医院の場合
予約	予約が必要です。	予約後、役場に連絡をしてください。
費用	無料で受診できます。	1回あたり5,000円を上限に助成。
手続き	必要ありません。	費用をお支払い後、役場へ払い戻しの 手続きにお越しください。 ●持参する物：申請書、領収書、受診票、 印鑑、振込口座のわかる物

※受診の際には鏡野町が発行している受診票が必要になります。
受診票をお持ちでない場合は、保健福祉課へお問い合わせください。

むし歯ゼロをめざそう!!



お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話 (0868) 54-2986 (直通) FAX (0868) 54-2891